

大阪府 大阪市公報

発行所
 大阪府役所
 大阪市北区中之島1-3-20
 電話06-6208-7444

目次

規則

大阪府中小企業対策審議会規則の一部を改正する規則…………… 2

不動産運用基金管理規則の一部を改正する規則…………… 3

告示

固定資産評価審査委員会委員の任命…………… 3

特定計量器の定期検査…………… 3

行政不服審査法に基づく公示の方法による送達…………… 4

特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する告示…………… 5

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する告示…………… 6

一般競争入札の執行（排砂管（陸上管）ほか2点の買入れ）…………… 10

開発行為に関する工事の完了…………… 13

開発行為に関する工事の完了…………… 14

開発行為に関する工事の完了…………… 15

開発行為に関する工事の完了…………… 15

開発行為に関する工事の完了…………… 16

道路の位置指定…………… 17

道路の位置指定…………… 17

放置自動車の処理…………… 18

道路法違反物件の除却…………… 18

小路駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認…………… 19

一般競争入札の執行（接線流羽根車式水道メータの修繕等）…………… 19

落札者等の公示…………… 22

一般競争入札の執行（白内障・硝子体手術装置の買入れ等）…………… 23

選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけるその総数の3分の1の数…………… 26

大阪府農業委員会委員一般選挙の期日及び選挙すべき委員の数…………… 27

大阪府農業委員会委員一般選挙に関する告示…………… 28

大阪府農業委員会委員一般選挙における投票所の開閉時刻の変更…………… 30

大阪府農業委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時…………… 30

平成25年大阪府選挙管理委員会告示第13号（大阪府農業委員

| | |
|-----------------------------|----|
| 会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時)の一部訂正 | 31 |
| 公 告 | |
| 一般競争入札の執行(廃棄簿冊等の売払い) | 31 |
| 鶴浜緑地の臨時の休業日 | 34 |
| 一般競争入札の執行(遺失物(諸雑品)の売払い等) | 35 |
| 一般競争入札の執行(破損水道メータの売払い) | 38 |
| 正 誤 | |
| 大阪市公報第5616号(平成25年3月15日)正誤表 | 42 |
| 大阪市公報第5620号(平成25年4月12日)正誤表 | 43 |

公布された規則のあらまし

大阪府中小企業対策審議会規則の一部を改正する規則

- 1 中小企業対策審議会に幹事を置かないことにしました。
- 2 この規則は、公布の日(平成25年9月20日)から施行することにしました。
(平成25年大阪市規則第166号 経済戦略局企画部企画課)

不動産運用基金管理規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市土地開発公社の清算の結了に伴い、必要な規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、公布の日(平成25年9月20日)から施行することにしました。
(平成25年大阪市規則第167号 契約管財局用地部審査課)

規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪府中小企業対策審議会規則の一部を改正する規則

不動産運用基金管理規則の一部を改正する規則

平成25年9月20日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第166号

大阪府中小企業対策審議会規則の一部を改正する規則

大阪府中小企業対策審議会規則(昭和39年大阪市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第8条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



大阪市規則第167号

不動産運用基金管理規則の一部を改正する規則

不動産運用基金管理規則（昭和39年大阪市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「並びに不動産の取得を大阪市土地開発公社（以下公社という。）に委託する場合に、公社に貸し付けるための資金」を削る。

第5条中第3号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

大阪市告示第1323号の2

固定資産評価審査委員会委員として、本日次の者を任命した。

平成25年9月12日

大阪市長 橋 下 徹

中 川 尚 子

（人事室人事課）

（平25.9.12揭示済）



大阪市告示第1346号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するはかり）の定期検査を実施する。

平成25年9月20日

大阪市長 橋 下 徹

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成25年

生野区

| 検査月日 | 曜日 | 検査場所 | 所在地 |
|--------|----|--------------|--------------|
| 10月21日 | 月 | 東生野中学校 | 新今里7丁目9番25号 |
| 10月22日 | 火 | 大阪鶴橋卸売市場協同組合 | 鶴橋2丁目5番14号 |
| 10月23日 | 水 | 巽小学校 | 巽中3丁目12番5号 |
| 10月24日 | 木 | 田島中学校 | 田島5丁目23番7号 |
| 10月25日 | 金 | 生野小学校 | 舍利寺3丁目1番39号 |
| 10月28日 | 月 | 鶴橋中学校 | 勝山北4丁目9番22号 |
| 10月29日 | 火 | 勝山中学校 | 勝山北3丁目13番44号 |
| 10月30日 | 水 | 生野中学校 | 生野西3丁目5番40号 |

2 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号特定非営利活動法人大阪市計量協会（電話06 6577 5884）まで問い合わせされたい。

3 実施する機関

指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

（経済戦略局計量検査所）

大阪市告示第1347号

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第2項ただし書き及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示の方法による送達を行う。

平成25年9月20日

大阪市長 橋下 徹

1 送達を受けるべき者

審査請求人

審査請求書記載の住所 大阪市淀川区木川西1丁目十三野草地区十三条の家

氏名 楠本 学

2 公示事項

審査請求人が、平成25年4月2日付け文書及び同月13日付け補充文書をもって当庁あてに提起した審査請求について、当庁は、同年7月16日付けで裁決をしたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送付で

きない。よって、当該裁決書の謄本は、当庁（市民局市民部区政課）において保管し、いつでもこれを交付するから、審査請求人は当庁に連絡のうえ受領されたい。

（市民局市民部区政課）

大阪市告示第1348号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、大阪市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成25年 9月20日

大阪市長 橋 下 徹

| 申請に係る特定非営利活動法人に係る事項 | |
|---------------------|--|
| 申請のあった年月日 | 平成25年 8月26日 |
| 名 称 | NPO法人ユビキタス広告機構 |
| 代表者の氏名 | 藤田 暁 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市港区弁天5丁目14番1-307号 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、商店街地域等の活性化のため、当該地区における広告スペースの開拓とその販売にかかる業務を行い、安定的な収入確保に努め、その利益をもって地域活性化に資する事業を行う事を目的とする。 |
| 申請のあった年月日 | 平成25年 8月27日 |
| 名 称 | 特定非営利活動法人m a - m a |
| 代表者の氏名 | 足立 真知子 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市北区豊崎1丁目7番4号 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、発達に遅れ等の問題を抱えている児童に対し、個人の尊厳を保持しつつ芸術を通じて、自身の持っている能力を最大限に表現できるよう、また心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことのできるよう支援することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日 | 平成25年 8月29日 |
| 名 称 | 特定非営利活動法人ペットライフネット |
| 代表者の氏名 | 吉本 由美子 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市西区立売堀1丁目9-37ニューライフ本町 |

| | |
|------------|---|
| | 1階 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、ペット（犬・猫）を飼う事で精神的な不安定感を癒そうとする傾向が強まっている社会背景のなかで、余命を意識するあまり新たにペットを飼う事を躊躇している高齢者市民を支援する。 高齢者が終生安心してペットを飼い、生活の質の向上を図れるように、ペット飼育に必要な情報を収集・蓄積し、飼育継続のための支援と助言をおこなう。また、飼い主の意思を受け継ぎ、飼い主の遺産を活用してペットが最期まで生を全うできる体制を構築する。残されたペットについては、ネットワークを活用して新しい飼い主を探すなど、ペットが終生安全に命を永らえる環境を整える。これにより、高齢者の生きがいを創り、ペットの生命を守り、人とペットが共生できる福祉社会の維持拡大に寄与することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日 | 平成25年8月29日 |
| 名 称 | NPO法人スポーツドリームクラブ |
| 代表者の氏名 | 岡 さおり |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市平野区背戸口1丁目22番10号 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、未就学園児・青少年を子にもつ保護者、青少年や地域住民に対して、スポーツ教室や競技大会の企画運営、保護者の子育てに関する不安を解消するためのサークル活動や、子をもつ保護者が安心して働けるよう保育所や託児所設置、食育に関する研修会やセミナーの開催に関する事業を行い、保護者の方の積極的な社会参加や社会復帰の促進、次代を担う健全な心とからだを持った青少年の健全育成、地域住民の皆が健康的で文化的な生活を送るための健康福祉の増進、スポーツの普及振興並びに地域振興に寄与することを目的とする。 |

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第1349号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、大阪市市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成25年9月20日

大阪市長 橋 下 徹

| 申請に係る特定非営利活動法人に係る事項 | |
|---------------------|--|
| 申請のあった年月日 | 平成25年8月23日 |
| 名 称 | 特定非営利活動法人共生と自立のまちづくり・ふれあい |
| 代表者の氏名 | 小野 栄一 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市東住吉区矢田5丁目13番9号ゆうあいセンター内 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、障害者も高齢者も子どももすべての人が、世代を越えて人々がつながり、当たり前で自立していける「共生社会」をめざし、今後計画される各種施設の人材の育成や、医療・福祉サービス提供のビジョンを展望しながら、「人権・福祉・住民自治」を具現化することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日 | 平成25年8月26日 |
| 名 称 | 特定非営利活動法人聖公会生野センター |
| 代表者の氏名 | 大西 修 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市生野区小路3丁目11番19号 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、キリスト教精神に基づき、生野地域を中心として、在日韓国・朝鮮人と日本人に代表されるような様々な民族・文化的立場が異なる者同士の協働により、生きとし生ける者すべてが自己を尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日 | 平成25年8月26日 |
| 名 称 | NPO法人オービット関西 |
| 代表者の氏名 | 秋山 千尋 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市福島区福島6丁目11番7号 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、経済活動の活性化を図る事業。そして、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業を行なうことにより、もって地域の経済及び雇用の拡大に寄与することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日 | 平成25年8月26日 |
| 名 称 | NPO法人インターンシップ振興会 |

| | |
|------------|--|
| 代表者の氏名 | 田中 國昭 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府中央区本町1丁目6番18号丸武本町ビル2階 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、インターン・ボランティア・研修生に対する支援事業等を行う事により、国際交流の支援と援助および国際社会に貢献できる人材育成と国際親善の向上に寄与することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日 | 平成25年 8月27日 |
| 名 称 | 特定非営利活動法人 J - p a l |
| 代表者の氏名 | 齋藤 公宏 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府平野区平野宮町1丁目5番5-171号 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、障害児・者とその家族が地域で安心して主体的に暮らしてゆけるよう支援活動を行うとともに、ノーマライゼーションの理解を促進し、障害の有無にかかわらず、人と人が支えあって生きてゆける社会作りに取り組み、また、その福祉基盤を拡げ社会に貢献することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日 | 平成25年 8月27日 |
| 名 称 | N P O 法人 W I N G |
| 代表者の氏名 | 中山 恵美子 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府住吉区墨江4丁目15番22号 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、障害を抱える人達等が地域で当たり前前に生活していくことを支援し、社会復帰や社会参加の促進を図るための活動を行い、誰もが暮らしやすい街となるよう障害を抱える人達への福祉増進に寄与することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日 | 平成25年 8月27日 |
| 名 称 | 特定非営利活動法人ひこうせん |
| 代表者の氏名 | 秋吉 眞里 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府中央区法円坂1丁目1番35号アネックスパル法円坂4階 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、障害者の社会参加をすすめる事業を行うこと、障害者が地域で普通に暮らす社会をつくること及び障害者又は障害者でない者も互いに認め合い・互いに支えあう社会をつくることを目的とする。 |
| 申請のあった年月日 | 平成25年 8月29日 |
| 名 称 | 特定非営利活動法人心のサポート・ステーション |
| 代表者の氏名 | 宮本 由起代 |

| | |
|------------|---|
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府中央区内平野町2丁目2番6号408号室 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、女性の社会参加やそれを可能にする社会の実現というテーマに関して、個々の男女が性役割にとらわれず自尊心をもって充実した生活を送るために、個人の自立と自己実現をサポートする事業を行うとともに、同じ目的で活動する援助者へのサポート事業を行うことによって、真の男女平等社会を達成し、もって男女が心豊かに、かつ対等に生きていることができる社会の実現に寄与することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日 | 平成25年8月29日 |
| 名 称 | 特定非営利活動法人おおさか行動する障害者応援センター |
| 代表者の氏名 | 佐々木 康至 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府北区同心2丁目2番5号ウツミビル101 |
| 定款に記載された目的 | 本会は、障害者をはじめとするすべての人々の人権を確立することを目的とし、障害の有無に関わらず、共に人間的な自由で、かつ、生き活きとした暮らしを営む「おおさか」を築くために、まちづくりを推進し、さまざまな形で教育研修を行う。また障害者の社会進出を応援し、この為に関係各団体との連携を図り、差別や偏見がない社会づくりの促進を図る。もって社会全体の人間らしい暮らしの増進に寄与するものである。 |
| 申請のあった年月日 | 平成25年8月30日 |
| 名 称 | NPO法人ムーブメント |
| 代表者の氏名 | 淵上 賢治 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府阿倍野区阿倍野筋4丁目11番7号 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、障害者の社会参加と自立を指向し、市民及び関係機関と連携しながら、社会資源の提供及び掘り起こしを行うとともに、国及び地方自治体等への提言を含めた社会資源の更なる充足につとめ、自らが人生の主体者となれる社会の実現に寄与することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日 | 平成25年9月2日 |
| 名 称 | 特定非営利活動法人くるん |
| 代表者の氏名 | 森永 匡 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府城東区古市3丁目13-5ヨシミハイツ102 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、障害者、高齢者、児童及びその家族 |

| | |
|------------|---|
| | が、其々の地域において、個人が尊厳をもってその人らしい生活を送れるように支援する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。 |
| 申請のあった年月日 | 平成25年9月2日 |
| 名 称 | 特定非営利活動法人自閉症 e サービス |
| 代表者の氏名 | 中山 清司 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市福島区吉野1丁目20番30号阪神野田駅前ビル701 |
| 定款に記載された目的 | この法人は、自閉症をはじめとする発達障害を持つ人たちとその家族及び支援者に対して、地域生活支援や就労、余暇活動の支援、相談、教育研修、広報啓発に関する事業を行い、社会福祉の増進と豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。 |

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第1350号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年9月20日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ

電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

排砂管（陸上管）ほか2点

内訳 ①排砂管（陸上管） 45本

②排砂管（海上管） 42本

③排砂管用フロータ 23隻

(電子入札対象案件)

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成26年3月31日（月）

(4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に

行えば当該審査を行う。ただし、平成25年10月7日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「42:金属類」または「39:船舶・航空機・鉄道」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成25年10月7日（月）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成25年10月7日（月）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成25年11月13日（水）から同月14日（木）までの午前9時から午後5時まで
 - ② 開札予定日時 平成25年11月15日（金）午前11時30分
 - ③ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成25年11月15日（金）午前11時から午前11時30分まで
 - ② 開札予定日時 平成25年11月15日（金）午前11時30分
 - ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成25年11月14日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有

効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成25年10月7日(月)午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

| | |
|--|---------|
| Discharge pipe for dredger (Pipe for land) other 2 | |
| Discharge pipe for dredger (Pipe for land) | 45 pcs. |
| Discharge pipe for dredger (Pipe for marine) | 42 pcs. |
| Floaters of discharge pipe for dredger | 23 pcs. |
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 7 October 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:

on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 13 November 2013 to 5:00PM, 14 November 2013
in person: from 11:00AM to 11:30AM, 15 November 2013
by post: 5:00PM, 14 November 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-

0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第1351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月20日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号
平成24年11月29日 大阪市指令計（開）第82号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市西淀川区御幣島2丁目4番1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都中央区日本橋本町3丁目6番2号
株式会社ライフコーポレーション
代表取締役 岩崎 高治
- 4 新たに設置された公共施設

| 公共施設の種類 | 概要 | | 管理者 | 用地の 帰属 | 摘 要 |
|---------|---------|--------------|-----|-----------|--------------------------------|
| | 幅員（管径） | 延長 | | | |
| 道路 | 1.000m | 47.130m | 開発者 | 開発者 | 拡幅 |
| 道路 | — | 斜長 4.000m | 開発者 | 開発者 | すみ切り1カ所 |
| 下水道 | D=200mm | 4.120m | 大阪市 | — | 1号組立マンホール インバート付 1カ所 新設工 |
| 下水道 | D=150mm | 3.350m | 大阪市 | — | 集水ますI型 インバート付 5カ所 新設工 |
| 下水道 | D=150mm | 1.300m | 大阪市 | — | 集水ますII型 インバート付 1カ所 新設工 |

5 廃止された公共施設

| 公共施設 の種類 | 概要 | | 管理者 | 用地の 帰属 | 摘 要 |
|-------------|--------|----|-----|-----------|-------------------|
| | 幅員（管径） | 延長 | | | |
| 下水道 | — | — | 大阪市 | — | 特殊集水ます 2カ所 撤去工 |
| 下水道 | — | — | 大阪市 | — | 集水ますⅠ型 3カ所 撤去工 |
| 下水道 | — | — | 大阪市 | — | 集水ますⅡ型 1カ所 撤去工 |

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1352号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月20日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成25年5月7日 大阪市指令都計（開）第4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市東淀川区豊新1丁目2番21、2番10の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府門真市北巢本町18番21号

株式会社岡俊

代表取締役 岡崎 敏彦

4 新たに設置された公共施設

| 公共施設 の種類 | 概要 | | 管理者 | 用地の 帰属 | 摘 要 |
|-------------|---------|---------|-----|-----------|-----------------------------|
| | 幅員（管径） | 延長 | | | |
| 道路 | 4.000m | 25.680m | 開発者 | 開発者 | |
| 下水道 | D=150mm | 5.400m | 大阪市 | — | 集水ますⅠ型 インバート付 1カ所 新設工 |

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第1353号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月20日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号
平成25年5月23日 大阪市指令都計（開）第6号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市淀川区田川北3丁目72番39, 72番40
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県西宮市高塚町1番11号
株式会社隘路不動産
代表取締役 藤本 久美子
- 4 新たに設置された公共施設

| 公共施設 の種類 | 概要 | | 管理者 | 用地の 帰属 | 摘 要 |
|-------------|---------|---------|-----|-----------|-----------------------------|
| | 幅員（管径） | 延長 | | | |
| 道路 | 4.000m | 26.528m | 開発者 | 開発者 | すみ切り2ヵ所含む |
| 下水道 | D=150mm | 6.000m | 大阪市 | — | 集水ますI型 インバート付 2ヵ所 新設工 |
| 下水道 | — | — | 大阪市 | — | 集水ますI型 インバート付 2ヵ所 新設工 |

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第1354号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月20日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号
平成25年6月5日 大阪市指令都計（開）第16号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市西成区玉出西2丁目31番4の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府中央区徳井町2丁目4番8号
株式会社福地興産
代表取締役 福地 隆史
- 4 新たに設置された公共施設

| 公共施設 の種類 | 概要 | | 管理者 | 用地の 帰属 | 摘 要 |
|-------------|--------|---------|-----|-----------|-----------------------------|
| | 幅員（管径） | 延長 | | | |
| 道路 | 4.000m | 17.460m | 開発者 | 開発者 | すみ切り2カ所含む |
| 下水道 | — | — | 大阪市 | — | 集水ますI型 インバート付 2カ所 新設工 |

- 5 廃止された公共施設

| 公共施設 の種類 | 概要 | | 管理者 | 用地の 帰属 | 摘 要 |
|-------------|--------|----|-----|-----------|-------------------|
| | 幅員（管径） | 延長 | | | |
| 下水道 | — | — | 大阪市 | — | 集水ますI型 2カ所 撤去工 |

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1355号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月20日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号
平成25年6月28日 大阪市指令都計（開）第24号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市住吉区大領4丁目61番2

- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
 大阪市西区立売堀1丁目1番5号
 株式会社プラチナステージ
 代表取締役 有村 欣也

4 新たに設置された公共施設

| 公共施設 の種類 | 概要 | | 管理者 | 用地の 帰属 | 摘 要 |
|-------------|---------|---------|-----|-----------|-----------------------------|
| | 幅員（管径） | 延長 | | | |
| 道路 | 4.000m | 18.807m | 開発者 | 開発者 | すみ切り2ヵ所含む |
| 下水道 | D=150mm | 5.500m | 大阪市 | — | 集水ますI型 インバート付 1ヵ所 新設工 |

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1356号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成25年 9月20日

大阪市長 橋 下 徹

指定年月日及び指令番号

平成25年 8月23日

大阪市指令都計建企第1027号

| 地 名 | 地 番 | 道路幅員 | 道路延長 | 摘 要 |
|--------------|----------|----------|------------|-------|
| 生野区 田島4丁目 | 204番2の一部 | m 4.0 | m 28.59 | 袋路状道路 |

（都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第1357号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月20日

大阪市長 橋 下 徹

指定年月日及び指令番号

平成25年8月23日

大阪市指令都計建企第1028号

| 地 名 | 地 番 | 道路幅員 | 道路延長 | 摘 要 |
|---------------|-------|----------|------------|-------|
| 東住吉区 田辺5丁目 | 198番6 | m 4.0 | m 21.06 | 袋路状道路 |

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第1358号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年9月20日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成25年10月4日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| NO | 種 類 | 場 所 |
|----|--------------------|-------------|
| 1 | 普通自動車 (ダイハツ 白色) | 生野区巽西4丁目3番先 |
| 2 | 普通自動車 (スズキ 白色) | 港区福崎2丁目7番先 |
| 3 | 普通自動車 (ダイハツ 黒色) | 住之江区泉2丁目1番先 |
| 4 | 普通自動車 (ダイハツ 銀色) | 住之江区泉2丁目1番先 |

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第1359号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年9月20日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道

路法第43条の規定に違反するので、平成25年10月4日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 路線名 | 除却実施場所 | 物 件 |
|-------|-------------|------------|
| 大阪八尾線 | 生野区中川6丁目1番先 | 樹木、椅子、タイヤ等 |

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第1360号

小路駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成25年9月24日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成25年9月20日

大阪市長 橋 下 徹

| 收受方法 | 区画 | 一時利用料金（自転車） |
|-------|-------|--|
| 人的対応 | 一般区画① | 1日1回150円 |
| 精算機対応 | 一般区画② | 駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円。 |

※備考

- 1 上記の表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の收受を行うことをいう。
- 2 上記の表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の收受を行うことをいう。
- 3 上記の表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

(建設局管理部自転車対策課)

大阪市水道局告示第42号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年9月20日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ

電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 修繕物品及び数量

- | | |
|----------------------|---------|
| ① 接線流羽根車式水道メータ25mm | 15,200個 |
| ② たて型軸流羽根車式水道メータ40mm | 2,000個 |

以上、電子入札対象案件とする。

- (2) 修繕物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成26年3月31日(月)
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 上記(1)①から②の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば当該審査を行う。ただし、平成25年10月4日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「28:理化学機器」で登録していること
- (5) 当該物品またはこれと類似する物品について、口径を問わず修繕実績を有すること
- (6) 当該物品の修繕に際し、所定の数量を確実に履行することができる体制が整備されていること
- (7) 当該物品を確実に安定して修繕できることの保証書の提出ができること(当該物品の製造業者である場合は提出不要)
- (8) 当該物品の修繕について、日本国内において検査を行うことができ、水道局の求めに応じて検査及びアフターサービスを速やかに提供できる体制が整備されていること
- (9) 当該物品の修繕に関して水道局の承認を得ていること。なお、承認を得ていない場合は平成25年10月4日(金)までに水道局工務部給水課量水器事務所(電話06-6323-4149)に承認申請を行い、その能力について認められること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム(以下「システム」という。)上及び担当部局(1に同

じ)

- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成25年10月4日(金)まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成25年10月4日(金)午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCビル ITM棟9階

水道局総務部管財課 電話 06-6616-5462

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成25年12月18日(水)から同月19日(木)までの午前9時から午後5時まで
- ② 開札予定日時 平成25年12月20日(金)午前11時30分
- ③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成25年12月20日(金)午前11時から午前11時30分まで
- ② 開札予定日時 平成25年12月20日(金)午前11時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局入札室(1に同じ)

ただし、大阪市水道局契約規程(昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。)第23条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成25年12月19日(木)午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規程第34条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成25年10月4日(金)午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第26条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be repaired:
 - ① Multi Jet Type Water Meter 25mm 15,200 units
 - ② Woltman Vertical Water Meter 40mm 2,000 units
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 4 October 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 18 December 2013 to 5:00PM, 19 December 2013
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 20 December 2013
 - ③ by post: 5:00PM, 19 December 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(水道局総務部管財課)


大阪市水道局告示第43号

次のとおり落札者等について公示する。

平成25年9月20日

大阪市水道局長 玉井得雄

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合
は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日
又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎水道局総務部管財課（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号）

- ①接線流羽根車式水道メータ 25mm 買入 6,400個 ②一般 ③25.7.12
④(株)ニッコク 関西支店 和歌山県岩出市岡田998-1 ⑤18,614,400円
⑥25.4.25
- ①接線流羽根車式水道メータ 25mm 修繕 23,200個 ②一般 ③25.7.12
④柏原計器工業(株) 大阪府柏原市本郷5-3-28 ⑤22,654,800円 ⑥
25.4.25
- ①たて型軸流羽根車式水道メータ 50mm 修繕 175個 ②一般 ③25.7.12
④愛知時計電機(株) 大阪支店 大阪市淀川区三津屋北2-22-5 ⑤
10,933,125円 ⑥25.4.25
- ①接線流羽根車式水道メータ 20mm 買入 11,600個 ②一般 ③25.7.12
④愛知時計電機(株) 大阪支店 大阪市淀川区三津屋北2-22-5 ⑤
25,943,400円 ⑥25.4.25
- ①接線流羽根車式水道メータ 13mm 買入 18,000個 ②一般 ③25.7.12
④柏原計器工業(株) 大阪府柏原市本郷5-3-28 ⑤29,106,000円 ⑥
25.4.25
- ①たて型軸流羽根車式水道メータ 40mm 修繕 1,000個 ②一般 ③25.7.12
④愛知時計電機(株) 大阪支店 大阪市淀川区三津屋北2-22-5 ⑤
11,445,000円 ⑥25.4.25

(水道局総務部管財課)

大阪市病院局告示第8号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年9月20日

大阪市病院局長 瀧藤 伸英

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ

電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

- ① 白内障・硝子体手術装置 一式
- ② 重症病棟用生体情報モニタ 一式

③ ハイブリッド手術室システム 一式

(以上、電子入札対象案件とする。)

- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成26年3月31日(月)
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 上記(1)①から③の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば当該審査を行う。ただし、平成25年10月7日(月)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「27:医療用機器」で登録していること
- (5) 24時間年中無休の連絡体制が整備され、本システムにおいて障害が発生した場合は、夜間及び休日も含め電話連絡が確実にとれ、サポートセンターが電話回線を通じて装置本体の診断も可能であること。必要があれば速やかに専門技術者が来院し、原則として24時間以内に障害を復旧できる体制であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入希望物品の仕様内容及び構成機器一覧が提出できること
- (7) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条の規定による高度管理医療機器等販売業・賃貸業の許可を受けていることの証明書の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム(以下「システム」という。)上及び担当部局(1に同じ)
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成25年10月7日(月)まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成25年10月7日(月)午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

〒534-0021 大阪市都島区都島本通2丁目13番22号

大阪市立総合医療センター4階
病院局企画部会計課（契約管財） 電話06-6929-3627

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成25年11月20日（水）から同月21日（木）までの午前9時から午後5時まで
- ② 開札予定日時 平成25年11月22日（金）午前11時30分
- ③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成25年11月22日（金）午前11時から午前11時30分まで
- ② 開札予定日時 平成25年11月22日（金）午前11時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）ただし、大阪市病院局契約規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第39号。以下「契約規程」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成25年11月21日（木）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規程第43条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成25年10月7日（月）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるもので

ある。

- (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① A cataract and a vitreous surgery system 1set
 - ② The living body information monitor for serious illness wards 1set
 - ③ Hybrid operating room system 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 7 October 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 20 November 2013 to 5:00PM, 21 November 2013
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 22 November 2013
 - ③ by post: 5:00PM, 21 November 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(病院局企画部会計課)

大阪市選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項並びにこれを準用する同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定による平成25年9月2日現在の選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけるその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年9月6日

大阪市選挙管理委員会

委員長 菅井敏男

- 1 大阪市における選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数

50分の1の数 42,859

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

367,863

6分の1の数 357,151

- 2 大阪市議会議員の各選挙区における選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数

| | | | | | |
|----|--------|------|--------|-----|--------|
| 北区 | 31,125 | 天王寺区 | 18,353 | 城東区 | 44,677 |
|----|--------|------|--------|-----|--------|

| | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 都島区 | 28,076 | 浪速区 | 16,513 | 鶴見区 | 29,059 |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|

| | | | | | |
|-----|--------|------|--------|------|--------|
| 福島区 | 19,229 | 西淀川区 | 25,861 | 阿倍野区 | 28,728 |
|-----|--------|------|--------|------|--------|

| | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|------|--------|
| 此花区 | 18,468 | 淀川区 | 47,302 | 住之江区 | 34,511 |
|-----|--------|-----|--------|------|--------|

| | | | | | |
|-----|--------|------|--------|-----|--------|
| 中央区 | 23,576 | 東淀川区 | 46,966 | 住吉区 | 41,928 |
|-----|--------|------|--------|-----|--------|

| | | | | | |
|----|--------|-----|--------|------|--------|
| 西区 | 23,341 | 東成区 | 20,839 | 東住吉区 | 35,761 |
|----|--------|-----|--------|------|--------|

| | | | | | |
|----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 港区 | 22,798 | 生野区 | 28,725 | 平野区 | 52,757 |
|----|--------|-----|--------|-----|--------|

| | | | | | |
|-----|--------|----|--------|-----|--------|
| 大正区 | 18,933 | 旭区 | 25,413 | 西成区 | 31,337 |
|-----|--------|----|--------|-----|--------|

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平25.9.6揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、大阪市農業委員会の選挙による委員の任期満了による一般選挙を次のとおり行う。

平成25年9月11日

大阪市選挙管理委員会

委員長 菅井敏男

- 1 選挙期日 平成25年9月20日

- 2 選挙すべき委員の数 11人

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平25.9.11揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第11号

平成25年9月20日執行の大阪市農業委員会委員一般選挙に関し、次のとおり告示する。

平成25年9月11日

大阪市選挙管理委員会

委員長 菅井敏男

1 選挙長及び選挙長職務代理者

| 選挙長 | | 選挙長職務代理者 | |
|---------------------------|-------|----------------------------|------|
| 住所 | 氏名 | 住所 | 氏名 |
| 大阪市平野区 瓜破東5丁目 9番21号 | 西野 孝司 | 大阪市平野区 長吉長原2丁目 2番48号 | 岸下 弘 |

2 投票所の場所

| 投票区名 | 投票所名 | 投票所所在地 |
|------|------------------------|------------------------|
| 第1 | 大阪市淀川区役所 5階 503会議室 | 大阪市淀川区十三東2丁目 3番3号 |
| 第2 | 大阪市東淀川区役所 3階 303会議室 | 大阪市東淀川区豊新2丁目 1番4号 |
| 第3 | 大阪市生野区役所 5階 501会議室 | 大阪市生野区勝山南3丁目 1番19号 |
| 第4 | 大阪市鶴見区役所 4階 402会議室 | 大阪市鶴見区横堤5丁目 4番19号 |
| 第5 | 大阪市住之江区役所 3階 第3会議室 | 大阪市住之江区御崎3丁目 1番17号 |
| 第6 | 大阪市住吉区役所 3階 応接室 | 大阪市住吉区南住吉3丁目 15番55号 |
| 第7 | 大阪市東住吉区役所 1階 102会議室 | 大阪市東住吉区東田辺1丁目 13番4号 |
| 第8 | 大阪市平野区役所 5階 応接室 | 大阪市平野区背戸口3丁目 8番19号 |

3 期日前投票所の場所

| 期日前投票所名 | 期日前投票所所在地 |
|-------------|--------------------------------|
| 行政委員会事務局委員室 | 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所 地下1階 |

4 投票所の投票管理者及び投票管理者職務代理者

| 投票区名 | 投票管理者 | | 投票管理者職務代理者 | |
|------|------------------------------|-------|------------------------------|-------|
| | 住所 | 氏名 | 住所 | 氏名 |
| 第1 | 大阪市淀川区 宮原2丁目 9番10号 | 西川 幸宏 | 大阪市淀川区 宮原2丁目 9番1号 | 田中 昌弘 |
| 第2 | 大阪市東淀川区 大桐3丁目 8番13号 | 中野 良之 | 大阪市東淀川区 菅原2丁目 5番52号 | 桑田 政彦 |
| 第3 | 大阪市生野区 巽東1丁目 9番5号 | 瀧田 義治 | 大阪市生野区 巽中2丁目 17番2号 | 西田 伸彦 |
| 第4 | 大阪市鶴見区 浜3丁目 10番20号 | 南野 博 | 大阪市鶴見区 安田3丁目 2番64号 | 山本 安一 |
| 第5 | 大阪市住之江区 南加賀屋2丁目 14番4号 | 谷 保男 | 大阪市住之江区 住之江2丁目 10番4号 | 中野 利雄 |
| 第6 | 大阪市住吉区 長居東1丁目 16番8号 | 山本 英夫 | 大阪市住吉区 長居東1丁目 6番16号 | 田中 順一 |
| 第7 | 大阪市東住吉区 住道矢田4丁目 14番15号 | 藤井 昌司 | 大阪市東住吉区 公園南矢田3丁目 8番19号 | 藤本泰一郎 |
| 第8 | 大阪市平野区 瓜破東5丁目 9番21号 | 西野 孝司 | 大阪市平野区 長吉長原2丁目 2番48号 | 岸下 弘 |

5 期日前投票所の投票管理者及び投票管理者職務代理者

| 投票管理者 | | | 投票管理者職務代理者 | | |
|---------------------------|-------|-----------------|----------------------------|------|-----------------|
| 住所 | 氏名 | 職務を行うべき日 | 住所 | 氏名 | 職務を行うべき日 |
| 大阪市平野区 瓜破東5丁目 9番21号 | 西野 孝司 | 9月12日～ 9月19日 | 大阪市平野区 長吉長原2丁目 2番48号 | 岸下 弘 | 9月12日～ 9月19日 |

6 開票の事務は、選挙会の事務に併せて行う。

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平25.9.11揭示済)

大阪市選挙管理委員会告示第12号

平成25年9月20日執行の大阪市農業委員会委員一般選挙における投票所を閉じる時刻を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、次のとおり繰り上げる。

平成25年9月11日

大阪市選挙管理委員会

委員長 菅 井 敏 男

| 投票区名 | 投票所名 | 投票所開閉時刻 |
|------|-------------------|--------------|
| 第1 | 大阪市淀川区役所5階503会議室 | 午前7時から午後4時まで |
| 第2 | 大阪市東淀川区役所3階303会議室 | 午前7時から午後4時まで |
| 第3 | 大阪市生野区役所5階501会議室 | 午前7時から午後4時まで |
| 第4 | 大阪市鶴見区役所4階402会議室 | 午前7時から午後4時まで |
| 第5 | 大阪市住之江区役所3階第3会議室 | 午前7時から午後4時まで |
| 第6 | 大阪市住吉区役所3階応接室 | 午前7時から午後4時まで |
| 第7 | 大阪市東住吉区役所1階102会議室 | 午前7時から午後4時まで |
| 第8 | 大阪市平野区役所5階応接室 | 午前7時から午後4時まで |

（行政委員会事務局選挙部選挙課）

（平25.9.11揭示済）

大阪市選挙管理委員会告示第13号

平成25年9月20日執行の大阪市農業委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成25年9月11日

大阪市選挙管理委員会

委員長 菅 井 敏 男

| 場 所 | 日 時 |
|-------------------|------------|
| 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号 | 平成25年9月20日 |
| 大阪市平野区役所 5階応接室 | 午後10時 |

（行政委員会事務局選挙部選挙課）

（平25.9.11揭示済）

大阪市選挙管理委員会告示第14号

平成25年大阪市選挙管理委員会告示第13号（大阪市農業委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時）の一部を次のように訂正する。

平成25年9月20日

大阪市選挙管理委員会

委員長 菅井 敏 男

表中

「

| 場 所 | 日 時 |
|-------------------------------------|---------------------|
| 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号 大阪市平野区役所 5階応接室 | 平成25年9月20日 午後10時 |

」

とあるものを

「

| 場 所 | 日 時 |
|-------------------------------------|---------------------|
| 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号 大阪市平野区役所 5階応接室 | 平成25年9月20日 午前10時 |

」

に訂正する。

（行政委員会事務局選挙部選挙課）

公 告

大阪市公告第111号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年9月20日

大阪市長 橋下 徹

次のとおり一般競争入札を執行する。

1 契約担当

〒530 8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所本庁舎6階
大阪市都市整備局総務部総務課（契約グループ）

電話06 6208 9638

2 入札に付すべき事項

| 売払物品 | 予定数量 |
|-------|-----------|
| 廃棄簿冊等 | 約19,730kg |

なお、本市が指定した日時に指定する数量を引き取ること

3 引取場所及び住所

- (1) 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市役所本庁舎 B2Fドラム室
- (2) 大阪市北区梅田1丁目3番1号
大阪駅前第1ビル B2F荷捌場
- (3) 大阪市此花区伝法1丁目4番16号
高見事務所
- (4) 大阪市東淀川区東中島4丁目4番4号
淡路土地地区画整理事務所
- (5) 大阪市淀川区西宮原2丁目6番54号
三国東土地地区画整理事務所
- (6) 大阪市平野区长吉出戸5丁目3番66号
長吉東部土地地区画整理事務所

4 契約期限

平成25年10月31日(木)

5 入札参加資格

- (1) 入札参加申請期限までに、大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループに対し、平成24・25年度物品売払入札参加申請を行い、「物品売払入札参加承認証」の交付を受けていること
平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は「大阪市電子調達システム>資料・ご案内>不用品売払入札等のご案内>物品売払入札参加申請書>「平成24・25年度申請書」」による
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (5) 大阪府の廃棄物再生事業者登録(事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること)を行っていること

6 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
上記1に同じ
- (2) 入札説明書等の交付方法
公告の日から、平成25年10月4日(金)までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)
上記1及び都市整備局ホームページにおいて無償により交付する。

7 入札参加申請に要する書類及び受付期間等

(1) 入札参加申請に要する書類

- ・ 入札参加申請書（6において交付する本市様式）
- ・ 物品売払入札参加承認証の写し
- ・ 廃棄物再生事業者登録証の写し（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）

(2) 入札参加申請書の受付期間及び受付場所

公告の日から、平成25年10月4日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

上記1において受け付ける。

8 入札参加資格の審査等

7の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

9 入札保証金等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10の額以上を、納付書に記載した指定期限までに納付すること。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 契約条項を示す場所

上記6に同じ

10 入札執行日時及び場所

平成25年10月15日（火） 午前10時30分

大阪市役所本庁舎6階 都市整備局入札室

11 入札の方法

(1) 入札書（物品買受申込書）に記載する金額は、数量1kgあたりの契約希望単価（小数点第2位まで）を記載すること。また、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

(2) 入札書（物品買受申込書）の提出は、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

(3) 再度入札は1回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること。

12 落札者の決定方法

予定価格以上で、入札書に記載された金額（単価）が最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者が平成25年10月15日（火）までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出した場合に落札者とす

る。なお、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって決定する。

ただし、落札候補者が平成25年10月15日（火）までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合は次順位の者を落札候補者とし、同様の手続きを経ることとする。

13 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。
- (3) 本市所定の入札書を用いないでした入札
- (4) 開札後、落札決定までの間に、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

14 その他

- (1) 本契約は単価契約とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。
- (5) 上記によるもののほか、この一般競争入札を行う場合において了知し、遵守すべき事項は、大阪市契約規則による。

（都市整備局総務部総務課）

大阪市公告第112号

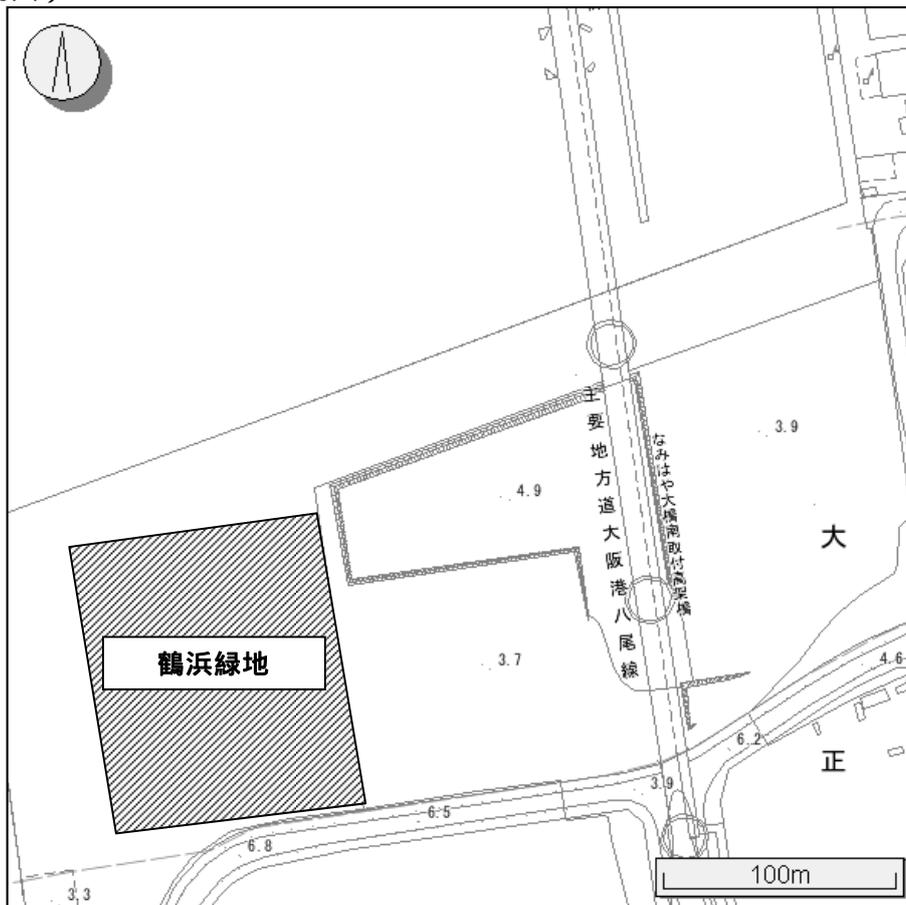
次の施設について、大阪市海浜施設条例（昭和55年条例第27号）第3条第4項の規定に基づき、次のとおり、臨時の休業日を定めたので、公告する。

平成25年9月20日

大阪市長 橋 下 徹

| 臨時の休業日 | 名 称 | 位 置 | 摘 要 |
|------------------------|------|-------------------------|---------|
| 平成25年10月12日 から同月14日 | 鶴浜緑地 | 大阪市大正区鶴町3丁目 (別図のとおり) | 事故防止のため |

(別図)



(港湾局計画整備部施設管理担当)

大阪市交通局公告第 6 号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年 9月20日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 契約担当

〒550-8552 大阪市西区九条南 1 丁目12番62号 大阪市交通局庁舎 3 階
 大阪市交通局事業管理本部総務部調達課
 電話 06-6585-6251

2 入札に付すべき事項

| 物件番号 | 売 払 物 品 | 数 量 |
|------|----------------------|-----------|
| | 遺失物 (諸雑品) (単価契約) | 6 か月分 |
| | 古広告ポスター (単価契約) | 約30,000Kg |
| | 古油 (単価契約) | 約25,000 L |

3 保管場所

| 物件番号 | 保管場所 | 所在地 |
|------|--------------------|---------------------|
| | 大阪府西警察署 | 西区川口2丁目6番3号 |
| | 森之宮車両管理事務所 | 城東区森之宮1丁目6番40号 |
| | 緑木車両管理事務所 | 住之江区緑木1丁目4番160号 |
| | 中百舌鳥検車場 | 大阪府堺市北区長曾根町130番地7 |
| | 南港検車場 | 住之江区南港中6丁目1番5号 |
| | 東吹田検車場 | 大阪府吹田市南正雀4丁目10番1号 |
| | 大日検車場 | 大阪府守口市大日町1丁目1番1号 |
| | 鶴見検車場 | 鶴見区浜1丁目2番6号 |
| | 八尾車庫 | 大阪府八尾市若林町1丁目36番 |
| | 工務管理事務所 長居技術事務所 | 住吉区长居1丁目1番50号 |
| | 住之江営業所 | 住之江区新北島1丁目2番50号 |
| | 井高野営業所 | 東淀川区井高野4丁目3番59号 |
| | 住吉営業所 | 住吉区万代東3丁目5番22号 |
| | 鶴町営業所 | 大正区鶴町4丁目11番55号 |
| | 東成営業所 | 東成区大今里西3丁目2番17号 |
| | 中津営業所 | 北区中津6丁目9番32号 |
| | 守口営業所 | 大阪府守口市京阪本通1丁目10番23号 |
| | 西島営業所 | 此花区西島4丁目1番11号 |

4 引取期限

| 物件番号 | 引取期限 |
|------|---------------|
| ~ | 平成26年3月31日(月) |

5 入札参加資格

平成24・25年度物品売払入札参加申請を行っていない者は、本市物品売払入札参加申請（以下「参加申請」という。）を契約管財局契約部契約課物品契約グループ（電話 06-4395-7161）において行うこと。ただし、入札執行日の2日前までに契約管財局契約部において参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

- (1) 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）
- (2) 使用印鑑届（本市様式）
- (3) 物品売払入札参加承認書（本紙様式）

平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は、大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」 物品売払入札参加申請書「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること

- (4) 法人にあっては法人の登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

- (5) 法人にあっては法務局発行の印鑑証明書、個人にあっては市区町村長発行の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写しは不可）
- 6 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、当該入札に関する問い合わせ先及び契約条項を示す場所 1に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法
- ア 公示日から平成25年10月1日（火）午後5時まで無償により交付する。
（ただし、本市の休日を除く。）
- イ 郵送
- ただし、大阪市交通局ホームページ（http://www.kotsu.city.osaka.lg.jp/business/contract/choutatsu/huyouhin-uri/110511nyuusatusetumeisyo_yusou.html）を参照のうえ、所定の手続きを行った者に限る。
- 7 入札保証金 免除
- なお、引取期限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- 8 契約保証金
- 契約金額の100分の10以上の額を指定期限（入札日当日）までに納付すること。ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。
- 契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。
- 9 入札執行日時
- 平成25年10月2日（水）午前10時
- 10 入札執行場所
- 大阪市交通局事業管理本部総務部調達課入札室（住所は1に同じ）
- 11 入札の方法
- 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、入札書（物品買受申込書）には、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が記名押印すること。
- 12 入札に参加できない者
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者
- (3) 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者
- 13 入札の無効
- 大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号）第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

(注) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

14 落札者の決定

予定価格以上の最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

15 その他

(1) 8の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市交通局契約規程第33条第2項に基づき契約手続を怠ったとして、落札者の決定を無効とする。

(2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。また、契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市交通局契約規程第24条第1項に該当するものとして、その者に係る入札は無効とする。

(交通局事業管理本部総務部調達課)



大阪市水道局公告第6号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年 9月20日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

1 担当

〒559 - 8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

大阪市水道局総務部管財課

電話06 - 6616 - 5462

2 入札に付すべき事項

| 売払物品 | 数 量 |
|--------------|---------|
| 破損水道メータ 有姿引渡 | 51,066個 |

入札に参加しようとする者は、必ず下見に参加し、当該物品を確認すること。

(下見の日時等)

| 下見の日時 | 下見場所 |
|--|--|
| 平成25年10月16日(水) 午前10時から午前11時まで (時間厳守) | 大阪市水道局工務部給水課 量水器事務所 大阪市東淀川区柴島3丁目11番109号 |

3 入札参加資格

本市の平成24・25年度物品売払入札参加承認を受けていること。

なお、承認を受けていない場合は、大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市の平成24・25年度物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成25年10月15日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（入札参加に要する書類）

大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループの発行する「平成24・25年度物品売払入札参加承認証」の写し（印影が明確に判別できるもの）

平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内の「不用品売払入札等のご案内」 物品売払入札参加申請書（平成24・25年分）の「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること。

4 入札用紙（物品買受申込書）及び仕様書の交付期限

本公告の日から平成25年10月15日（火）午後5時30分まで

交付時に「平成24・25年度物品売払入札参加承認証」の写しを提出すること。

5 入札用紙（物品買受申込書）の交付方法及び場所

上記1にて無償で交付する。

6 仕様書の交付方法及び場所

上記1にて無償で交付する。また、大阪市水道局のホームページからダウンロード可能である。

大阪市水道局のホームページ 「入札契約情報」 「不用品売払・その他」 「不用品売払入札案件一覧（水道局）」（URLは次のとおりである。）

（http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/84-Curr.html）

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を納付すること

落札者は本市が交付する納入通知書兼領収証書を用い、入札日当日の午後5時までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。ただし、入札日当日の午後5時までに契約金額の全額を即納される場合は、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）第34条第1項第4号に基づき契約保証金の全部の納付を免除する。

9 入札執行場所

大阪市水道局 入札室（場所は上記1に同じ）

10 入札執行日時

平成25年10月17日（木）午前10時

11 入札の方法

- ・ 物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。物品買受申込書の提出は、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。
- ・ 再度入札は1回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること。

12 入札に参加できない者

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・ 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者
- ・ 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者、又は同要綱別表に掲げるいずれかの措置要件に該当する者

13 入札の無効

- ・ 大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）第26条第1項各号のいずれかの規定に該当する入札
- ・ 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。
（注1）入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について当局立会者の確認印のない入札は無効とする。
（注2）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

14 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

15 その他

- ・ 落札者が契約保証金を納付しなければならない場合、本市が指定する期限までに納付されなかったときは、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）第30条第3項に基づき、落札を無効とする。
- ・ 落札決定後契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- ・ 落札者は、契約締結までに大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく

誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市水道局契約規程第26条第1項第1号に該当するものとして、その者に係る入札は無効とする。

16 問い合わせ先

(売払物品に関する問い合わせ先)

大阪市水道局総務部管財課 (検収・用品) 電話06 - 6616 - 5465

(入札・契約に関する問い合わせ先)

大阪市水道局総務部管財課 (契約) 電話06 - 6616 - 5462

(水道局総務部管財課)

正 誤

大 阪 市 公 報 第 5616 号 (平 成 25 年 3 月 15 日) 正 誤 表

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|---------|-------|
| 64 | 3 | を除く。) 指 | を除く。) |

大阪市公報第5620号（平成25年4月12日）正誤表

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|-----------|------------|
| 232 | 37 | 「及び会計管理者」 | 「及び区会計管理者」 |